

【 「甲府暮らしの便利帖」官民協働発行業務 】

優先交渉権者の選考方法（別紙2）

平成30年7月

甲府市

シティプロモーション課

【 「甲府暮らしの便利帖」官民協働発行業務 】
優先交渉権者の選考方法（別紙２）

1. 優先交渉権者の選考方法および採点について

1.1 優先交渉権者の選考方法

(1) 優先交渉権者の選考

優先交渉権者の選考については、技術点を指標とする。

技術点：「提案書記載項目及び提案評価項目（別紙３）」に基づき提案内容を評価し、
後述の「2.1 技術点の採点方法」に定める採点方法により算出した点数。

次の前提条件を満たし、技術点が最も高い者を、優先交渉権者として決定する。

【前提条件】

履行期間内で作業スケジュールが組まれていること。

(2) 技術点の最高得点が２者以上の同点であった場合は、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。

1.2 評価点

各項目の評価の点数については、０～５点の６段階で評価する。

2. 技術点の採点方法について

2.1 技術点の採点方法

「提案書記載項目及び提案評価項目」（別紙３）に記載した提案書記載項目ごとに、提案を求める内容により、提案内容の評価を行う。

なお、各項目の採点にあたっては、【表１ 企画提案書評価の判断基準】に基づき、０点から５点の６段階による評価を行い、評価者の合議（注１）により各項目の評価点を決定後、【技術点の算出方法】の計算式により技術点を算出する。

（注１ 評価のばらつきを補正するため、合議を行う）

【表１ 企画提案書評価の判断基準】

評価点	判断基準
0点	指定した記述項目が網羅されていないか、網羅されていても不適切な記述内容である。
1点	指定した記述項目は網羅されているが、内容が著しく乏しい。
2点	指定した記述項目は網羅されているが、内容が乏しい。
3点	平均的な内容である。
4点	創意・工夫がある。
5点	創意・工夫があり、特に効果的な内容である。

【技術点の算出方法】

「技術点」＝下記計算により、項目ごとに算出した点数の合計

・（評価点 / 5点）× 各評価項目の配点

※技術点の満点は100点とする。

以上